

Nabeshima Labor management



新型コロナウイルス感染症の影響による休業について

新型コロナウイルスの感染拡大は、日本経済に大きな影響を及ぼしており、事業活動の縮小を余儀なくされた企業は、大幅な売上高の減少に見舞われています。また、日々全国で新たな感染者が確認され、いつ職場の労働者が感染してもおかしくない状況です。

もし休業せざるを得ない状況になった場合、どのような取扱いをすればいいのでしょうか。



労働基準法第26条（休業手当）

使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その**平均賃金の100分の60以上**の手当を支払わなければならない。

休業手当が必要な場合の例

- ★咳や発熱などの症状があり、感染が疑われる労働者を、**使用者の自主的判断で休ませる。**
- ★発熱などの症状があることのみをもって一律に休ませる措置をとる場合のように、**使用者の自主的な判断で休業させる。**
- ★新型コロナウイルス感染者と接触した労働者について、労働者が「帰国者・接触者相談センター」に相談した結果、職務の継続が可能と言われたにもかかわらず、**使用者の自主的判断で休ませる。**
- ★事業活動の縮小を余儀なくされ、**労働者を一時的に休ませる**（不可抗力の場合を除く）。

休業手当が不要な場合の例

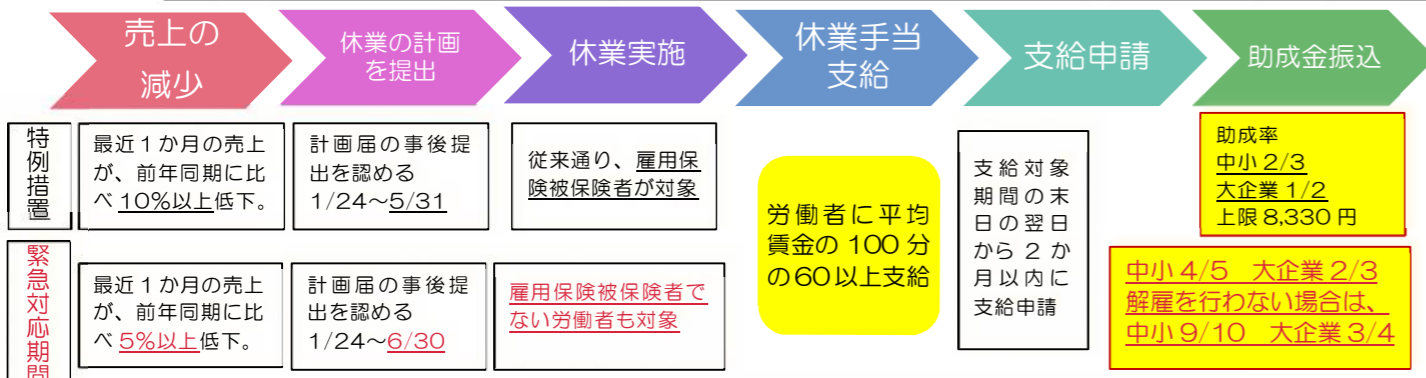
- 咳や発熱などの症状があり、**労働者が自主的に休んでいる。**
→ 欠勤・有給休暇等で対応。
- 労働者が新型コロナウイルスに感染した場合。**
→ 健康保険の傷病手当金で対応。

2020年2月1日、新型コロナウイルス感染症は指定感染症として定められました。指定感染症となったことにより、感染症法により都道府県知事が該当する労働者に対して就業制限や入院の勧告等を行うことができます。新型コロナウイルス感染者が休業指示の対象となることについて、「使用者の責に帰すべき事由」に該当せず、法律上の休業手当の支給義務が発生しません。

《雇用調整助成金》



雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、**休業手当、賃金等の一部を助成するものです。現在新型コロナウイルス感染症の特例措置が追加実施されております。さらに4/1～6/30については、【緊急対応期間】として、特例措置が拡大されております。**



〔厚生労働省HPより令和2年4月1日現在の公開情報です。〕 《筆者：黒澤》

お知らせ

- 高年齢者の雇用保険料
65歳以上の雇用保険料は、労働者負担分・事業主負担分が免除となっていました。令和2年3月で免除制度が終了しますので、4月以降は保険料の徴収が必要になります。
- 労働保険料の年度更新
賃金台帳と工事台帳（建設事業）をもとに労働保険料の清算を行いますのでご協力をお願いいたします。

自然との共生

3月初め、「奥鬼怒温泉郷」に行ってきました。新型コロナウイルスが発生しにくいところを狙っての山行です。「夫婦淵温泉」から歩くこと1時間30分。沢沿いを歩くと「八丁の湯」に着き、さらに30分ほど緩やかに登ります。「加仁湯」さらにその先には「日光澤温泉」があります。



夫婦淵入口

真っ白な雪の中を、一人で歩いているうちに20代の頃の自分の姿が思い出され、涙が出てきてしまいました。



日光澤温泉

6月にならないとゲートが開きませんので、引き返し「八丁の湯」に宿泊し、露天風呂を独り占めしてきました。

今、奥深い温泉宿は宿泊客が少なくガラガラです。自然を味わうには最高です。



日光澤温泉 山小屋



登山道

★ 当事務所からのおねがい ★

今年のはじめから得体の知れないウイルスに脅かされ、すべての研修等がキャンセルになっています。いつになったら終止符が打たれるのか、とても不安な毎日です。

そこで皆様方をお願いがあります。毎年、法改正をはじめ、重要な制度等につきましてはセミナーを開催してまいりましたが、今後しばらくの間は多数の方々の集合教育の開催が難しいと考えています。

また、「衛生管理者の受験講座」「健康診断」についても開催が困難ではないかと思っています。これらの事につきましては、後日ご連絡させていただきます。

諸問題等につきご不明な点等がございましたら、当事務所にご来所頂くか、もしくはお伺いする方向で問題解決にあたってまいります。当分の間ご協力をお願い申し上げます。

鍋島 勝子



企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

